

和気町農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び応募の状況(最終公表)

令和7年2月3日時点

【推薦の状況】

No.	被推薦者（推薦を受ける者）									推薦者								
	氏名	職業	年齢	性別	経歴	農業経営の状況		推薦区域	農業委員 への推薦・ 応募の有 無	法人・団体等				個人				推薦理由
						営農類型	耕作面積 (a)			名称	代表者等 役職・氏名	活動の 主たる目的	構成員 の数等	氏名	職業等	年齢	性別	
1	小林 知樹	農業 兼 宿泊業	53	男	農家 農家民宿経営	水稻、野菜	100	日笠	無	—	—	—	—	安廣 巧 木庭 茂晴 田淵 敏彰	区長 区長 農業	75 70 65	男 男 男	地域農業のリーダーであり、農業及び農地の権利関係に精通しており適任である。農業に関する知識と熱意を持ち、農地等の利用の最適化の推進に適任である。
2	井上 一	農業	74	男	現農地利用最適化 推進委員 元区長	水稻、野菜	120	藤野	無	—	—	—	—	嶋坂 和己 正富 一孝 石野 研一	区長 区長 区長	81 71 79	男 男 男	農業に積極的に取り組んでおり、区長も務めるなどリーダーシップもある。
3	秋房 和実	農業 兼 事務職	67	男	事務職員	水稻、野菜	400	本荘	無	—	—	—	—	居樹 昭安 小山 徳芳 武内 保	区長 区長 区長	73 74 72	男 男 男	農業及び農地の権利関係に精通しており適任である。
4	花房 庸夫	会社員	67	男	会社員	水稻	30	本荘	無	—	—	—	—	清水 通生 万代 芳久 畠 孝吉	区長 区長 区長	80 77 74	男 男 男	地域農業に精通しており、人望も厚い。
5	小金谷 敦	農業	70	男	農家	野菜	3	石生	無	—	—	—	—	近藤 吉則 青木 伸夫 藤原 哲正	区長 区長 区長	72 69 77	男 男 男	地域の農地管理環境保全に対し熱い思いと行動力を発揮でき、和気町農地利用最適化推進委員として適任である。
6	野上 操	農業	71	男	農家 現農地利用最適化 推進委員	水稻	180	佐伯	無	—	—	—	—	向井 輝明 齋木 孝 洪藤 泰三	区長 区長代理 区長	73 70 70	男 男 男	農業に従事し、地域農業の中心的存在である。地域の実情や農地の状況をよく把握している。現在も農地利用最適化推進委員を務めており適任である。
7	紙子 政春	会社員 兼 農業	59	男	農家	水稻	100	佐伯	無	—	—	—	—	向井 輝明 齋木 孝 洪藤 泰三	区長 区長代理 区長	73 70 70	男 男 男	地域の実情に詳しく、農業に関する熱意を持ち、農地等の利用の最適化の推進に適任である。
8	大倉 仁史	農業	74	男	農家 元区長	水稻、果樹	51	昭和	無	—	—	—	—	岸本 重幸 今田 義一 玉谷 悟	区長 区長 区長	68 75 76	男 男 男	農業に関する知識を持ち、農地等の利用の最適化の推進に適任である。
9	近江 宣寿	農業	65	男	農家 団体職員	水稻	31	塩田	無	—	—	—	—	下山 奉文 高田 雄一 高見 啓視	区長 区長 区長	71 72 65	男 男 男	農業に関する知識と熱意を持ち、農地等の利用の最適化の推進に適任である。
10	中山 仁己	農業	77	男	農家 現農地利用最適化 推進委員	野菜、果樹	33	塩田	無	—	—	—	—	下山 奉文 高見 啓視 高田 雄一	区長 区長 区長	71 65 72	男 男 男	農業に関する知識と熱意を持ち、農地等の利用の最適化の推進に適任である。
11	山本 亮	農業	45	男	農家	果樹	30	和気	無	—	—	—	—	草加 勉 宇高 道夫 藤本 啓夫	区長 区長 無職	64 75 70	男 男 男	農業に関する知識と熱意がある。
12	若林 昇	無職	73	男	区長	—	—	山田	無	—	—	—	—	延原 強 山本 繁夫 福田 保	区長 農業 農業	76 73 73	男 男 男	農業に関する知識と熱意があり、地域に精通しているため適任である。

注:この公表は、農業委員会等に関する法律第19条第2項及び同法施行規則第12条第2項の規定によるものです。

和気町農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び応募の状況(最終公表)

令和7年2月3日時点

【応募の状況】

No.	氏名	職業	年齢	性別	経歴	農業経営の状況		応募区域	農業委員への 推薦・応募の 有無	応募理由
						営農類型	耕作面積(a)			
1	大上 秀樹	自営業 兼 農業	46	男	農家 元農業法人勤務	水稻、野菜	70	佐伯	無	新たな担い手の受け入れや、耕作放棄地の適切な管理など、地域農業の活性化の一助になりたい。

注:この公表は、農業委員会等に関する法律第19条第2項及び同法施行規則第12条第2項の規定によるものです。